



沖縄労働局発表
 平成29年5月30日

担 当	沖縄労働局 総務部労働保険徴収室
	室長 並里 智浩
	補佐 池間 暁
電話：098-868-4038	

「平成29年度労働保険年度更新申告書」 の受付開始について

－ 受付期間は6月1日（木）～7月10日（月）です －

平成29年度労働保険年度更新の時期（6月1日～7月10日）を迎え、沖縄労働局、県下各労働基準監督署、社会保険・労働保険徴収事務センターの窓口では、6月1日（木）から労働保険年度更新申告書の受付を開始いたします。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、4月1日から翌年3月31日までを一保険年度としており、年度更新期間中に平成28年度の保険料の確定精算を行うとともに、平成29年度の概算保険料の申告・納付の手続きを行うものです。

このため、労働保険に加入している事業主は、7月10日（月）までに年度更新の手続きを行う必要があります。

これらの手続きをされる事業主の利便性を考慮して、労働局・労働基準監督署等の窓口のほか、県下5ヶ所に申告書の受付会場（別添参照）を設け、その利用を広く呼びかけています。

受付会場では、労働局・各労働基準監督署の職員及び臨時労働保険指導員（沖縄県社会保険労務士会所属の社会保険労務士）が申告書の作成・記入方法等の説明指導を行います。

その他に電子政府の総合窓口「e-Gov（イガブ）<http://e-gov.go.jp>」によるカンタン・便利・24時間いつでも申請することができる電子申請もありますので、ご活用ください。

各 窓 口	受付時間
労働局、各労働基準監督署 社会保険・労働保険徴収事務センター	8：30～17：15 （土日祝祭日を除く）
受付会場 （各会場は別添参照）	10：00～16：00

※一保険年度中に、事業を廃止し、年度初めから廃止日までの確定保険料の申告をお済めない場合や一人も従業員雇い入れてなく賃金支払いの実績がなかった場合、建設業における元請工事のない場合などであっても申告手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

また、平成28年度に引き続き平成29年度の雇用保険料率が労働者負担、事業主負担ともに1/1000ずつ引き下げられます。（詳細は別添参照）

沖縄労働局からのお知らせ

電子申請ならご自宅・
オフィスのパソコン
で24時間申告・納付
が可能です！

※労働保険の年度更新手続き（申告・納付）は6月1日から7月10日までをお願いします。※
平成29年度労働保険年度更新集合受付日程一覧

管轄署	会 場	月 日	時 間	備 考	
那 覇	那覇第二地方合同庁舎 1号館 2階大会議室	6月26日(月)	10:00 ~16:00	6月は集合受付 会場での納付受 付は行っていま せん。	
		6月27日(火)			
		6月28日(水)			
		7月5日(水)			
		7月6日(木)			
		7月7日(金)			
		7月10日(月)			
沖 縄	JA 宜野湾支店ジュピランス (結婚式場ジュピランス)	6月19日(月)	10:00 ~16:00	6月は集合受付 会場での納付受 付は行っていま せん。	
		7月6日(木)			
	7月7日(金)				
	沖縄商工会議所	6月26日(月)			7月10日(月)
名 護	名護労働基準監督署 (名護地方合同庁舎1階会議室)	6月20日(火)	10:00 ~16:00	【所在地】 名護市 宮里452-3	
		6月27日(火)			
		7月5日(水)			
		7月6日(木)			
		7月7日(金)			
7月10日(月)					
宮 古	宮古労働基準監督署 (平良地方合同庁舎2階会議室)	6月22日(木)	10:00 ~16:00	【所在地】 宮古島市 平良下里 1016	
		7月6日(木)			
		7月7日(金)			
		7月10日(月)			
八重山	八重山労働基準監督署 (石垣地方合同庁舎2階会議室)	6月22日(木)	10:00 ~16:00	【所在地】 石垣市登野城 55-4	
		7月6日(木)			
	八重山労働基準監督署 (石垣地方合同庁舎3階大会議室)	7月7日(金)			7月10日(月)
		7月10日(月)			

労働保険料の申告・納付の受付業務及び記載指導を行いません。最寄りの会場へご来場下さい。

※ 平成29年度の雇用保険料率が引き下がります ※

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率が労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。

枠内の下段<>書きは、平成28年度の雇用保険料率

事業の 種 類	負担者 ①労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率		
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
	<4/1,000>	<7/1,000>	<4/1,000>	<3/1,000>	<11/1,000>
農林水産 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
	<5/1,000>	<8/1,000>	<5/1,000>	<3/1,000>	<13/1,000>
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
	<5/1,000>	<9/1,000>	<5/1,000>	<4/1,000>	<14/1,000>

【問い合わせ先】 沖縄労働局 労働保険徴収室 TEL: 098-868-4038

電子政府の総合窓口
「e-Gov（イーガブ）」
にアクセス！

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

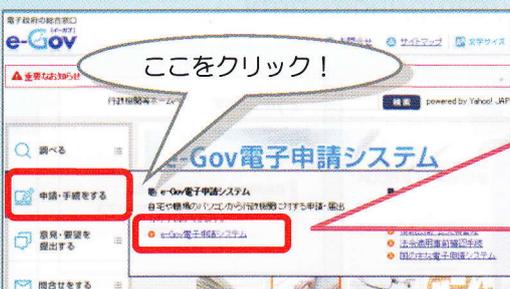
大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と
修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(ICカードリーダーライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
<http://www.e-gov.go.jp>

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」
電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう！



ここから準備スタート！（裏面へ）

下の6つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。



推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック 2 Javaを確認します

ご使用のパソコンに、電子申請に必要な最新版のJavaがインストールされているか確認します。



Javaが最新版でない場合→「Javaを準備する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup02/index.html>

チェック 3 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



ICカード形式

- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。



ファイル形式

法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 4 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。



「ポップアップブロックを解除する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック 5 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。



「信頼済みサイトへの登録」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 6 電子申請用プログラムをインストールします

専用の電子申請用プログラム（無料）をインストールします。



「電子申請用プログラムのインストール方法について」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>



上記、6つのチェックは、e-Govウェブサイト上で行えます。
「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページにアクセスしてください。

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

OracleとJavaは、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。

